

全国過疎問題シンポジウム2024 in やまなし運営等業務 公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

過疎地域の課題解決に向けて、全国の優れた取り組みに触れ、参加者相互の交流を図るなど、人と人とのつながりを通じて将来を考える契機とする「全国過疎問題シンポジウム」を本県で開催するため、十分な業務実行力を備えた事業者からの企画提案を募る。

2 業務の概要

(1) 委託業務名称

全国過疎問題シンポジウム2024 in やまなし運営等業務

(2) 業務内容

別紙「全国過疎問題シンポジウム2024 in やまなし運営等業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

(4) 予算上限額

金7,590,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は予算上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 参加資格

参加者は、下記に掲げる本プロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たす者とする。なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたいうで参加するものとし、契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
- (2) 本件業務を効果的に実施できる体制が整えられていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に定める競争入札に参加することができる者又は名簿に登載見込みの者であること。
- (6) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年12月1

日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（令和3年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

4 スケジュール

募集開始	令和6年5月15日（水）
参加申込書提出期限	令和6年5月24日（金）午後5時
質問受付期限	令和6年5月28日（火）正午
企画提案書提出期限	令和6年5月31日（金）午後5時
企画提案書審査	書面開催（プレゼンテーションなし）
審査結果通知	令和6年6月上旬以降

5 応募手続き

- (1) 書類等提出先、質問受付（共通）

全国過疎問題シンポジウム実行委員会事務局

（山梨県総務部市町村課 担当：酒井）

住所：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話：055-223-1423（直通）

E-mail: sakai-epxj@pref.yamanashi.lg.jp

- (2) 参加申込書の提出

- ① 提出書類（各1部提出）

・参加申込書（様式1）

・誓約書（様式2）

・会社概要等整理表（様式3）

※ 会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）及び財務諸表（直近のもの）を添付すること。

・類似業務実績整理表（様式4）

・参加資格3（5）（物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等）を証明する書類の写し

※ 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）により申請中の場合は、「競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で、速やかに提出すること。

- ② 提出期限

令和6年5月24日（金）午後5時必着

- ③ 提出方法

持参又は郵送（持参の場合の受付は、土日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）

- ④ 提出期限までに参加申込書を受理できない場合は参加を認めない。
- ⑤ 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

（3）企画提案に関する質問の受付

① 質問様式

質問票（様式5）を使用すること。

② 受付期限

令和6年5月28日（火）正午まで

③ 質問方法

- ・電子メールで送信すること。
- ・電子メールの件名は、「全国過疎問題シンポジウム2024 in やまなし運営等業務質問」とすること。

④ 回答方法

- ・質問に関する回答は一覧形式で作成し、原則、その時点で参加申し込みをしている者全員に対して電子メールにて回答する。
- ・質問への回答は令和6年5月28日（火）以降にまとめて行う。

⑤ その他

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案の内容に直接関係ない質問や回答することにより本企画提案の公平性を保てない等と判断した質問には回答しないこともある。

（4）企画提案書等の提出

① 提出書類

- ・企画提案書（様式任意）・・・ 6部（コピー可）
 - ※ 提案1事業者につき、1提案とすること。
 - ※ 企画コンセプト、アピールポイント、作業スケジュール等を簡潔に記載するとともに、仕様書の業務内容等への対応を記載すること。
- ・見積書（様式任意）・・・ 1部
 - ※ 見積書の合計金額（税込）は「2 業務の概要（4）予算上限額」の額を超えないこと。

② 提出期限

令和6年5月31日（金）午後5時必着

③ 提出方法

- ・持参又は郵送（持参の場合の受付は、土日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）
- ・提出書類のPDFを別途メールで送付すること。

④ その他

- ・提出期限までに企画提案書等を受理できない場合は審査対象としない。
- ・一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替え又は撤回することができない。
- ・「3 参加資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。
 - ア 募集要項の規定に反した提案
 - イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

6 審査に関する事項

- (1) 審査は、書面で行い、プレゼンテーション・ヒアリングは実施しない。ただし、必要な場合、企画提案書の内容について提案者に質問する場合がある。その回答はすべての審査員に提供する。
- (2) 審査の結果を基に、第1順位の委託候補者を決定し、当該事業者との契約手続きを行う。
- (3) 審査の結果は、各提案者に「採用」「不採用」の別を連絡する。
- (4) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは次点の者と契約の交渉を行う。
- (5) 選定結果等は、県のホームページで公表する。
 - ※ 公表事項は、評価基準、配点及び評価、審査結果、第1順位委託候補者の名称等とし、第1委託候補者以外の提案者の名称は公表しない。

7 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案については、下記の評価基準に基づき審査員が審査を行い、最も高い点数を獲得した事業者を候補者とする。なお、企画提案書等の内容が、上記「2 業務の概要 (4) 予算上限額」を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

評価基準

審査項目	審査観点	配点
1 実現性・計画性		【30】
①	提案内容は仕様に沿ったものとなっており、かつ実現性が高いものとなっているか。	10
②	参加者の受付、輸送等に必要な備品や輸送手段等が確保されているか。	10
③	事業を確実に実施するためのスケジュールが組まれているか。	10
2 業務推進体制		【30】
①	事業の実施に必要な人員・組織体制が整っているか。	20
②	実行委員会と連絡調整を行い、十分に意思疎通を図れる体制が整っているか。	10
3 経験・実績		【15】
	事業を適切に実施するための技術やノウハウ、実績を有しているか。	15
4 企画提案		【15】

事業を効果的に実施するための企画提案がなされているか。	15
5 費用の妥当性	【10】
提案内容に対し、妥当な経費が見積もりされているか。	10
合計	100

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 参加者が提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- ② 提出書類は返却しない。
- ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 本プロポーザル参加に要する経費について

本プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

9 書類の提出、問合せ先

全国過疎問題シンポジウム実行委員会

（山梨県総務部市町村課 担当：酒井）

住所：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話：055-223-1423（直通）

E-mail: sakai-epxj@pref.yamanashi.lg.jp